

(平成21年7月29日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

群馬国民年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、夫婦で飲食店を営んでいたが、会社員と違い退職金が無いので、夫が二人の国民年金の加入手続を行い、二人分の保険料を納付していた。

夫婦で一緒に保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が夫は納付済みで、私が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が夫婦二人の国民年金の加入手続をし、二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 11 月に夫婦連番で払い出されており、申立期間直後で保険料の納付年月日が確認できる昭和 61 年度及び 62 年度においては、夫婦で同一日に納付していることが確認できることから、申立人の主張には信憑性^{ひょう}が認められる。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫は、申立期間の保険料が納付済みとされていること、及び上述した夫婦同一の納付行動を踏まえると、申立人の申立期間が未納であることは不自然である。

さらに、申立人は申立期間当時、夫婦で飲食店を営んでおり、経営状態も安定していたと申述していることから、申立人が申立期間の 12 か月という短期間の国民年金保険料を納付できなかった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 472

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から38年3月まで

当時、両親と同居して、家業の旅館の跡継ぎとして働いていた。国民年金の加入手続と保険料の納付は母が行ってくれていたので詳しいことは分からぬが、集金人に納付していたと思う。昭和36年4月から納付を始めて、申立期間だけ未納にしておくはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張しているところ、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年12月に払い出されており、36年4月から保険料の納付が開始されている。

また、申立人の申立期間は1回で、その前後の国民年金保険料は納付されており、かつ、申立期間以外の残余の期間はすべて納付済みである。

さらに、申立人及び国民年金保険料を納付したとするその母親には、申立期間の前後を通じて住所や職業等に変更は無く、生活状況に特段の変化も認められないことから、申立期間の保険料だけを未納にしておくのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人とその両親が居住していた住居と同一の敷地内に住んでいた申立人の姉が、「当時、母が、『申立人の保険料を納付している』と言っていた」と申述しており、母親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には信憑性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬厚生年金 事案 364

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月30日から38年4月1日まで

昭和37年11月30日付けでA社D出張所から同社C出張所へ異動したが、同年11月30日から38年4月1日まで厚生年金保険の空白期間がある。当時の給与明細書は既に処分しているが健康保険組合の期間に欠落は無い。給与から保険料が控除されていたのは間違いないので、この期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているB社本社発行の在職期間証明書、退職者カード、社員名簿、B社健康保険組合発行の健康保険資格喪失証明書、雇用保険被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務（昭和37年11月30日にA社D出張所から同社C出張所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

群馬厚生年金 事案 365

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年 8 月 30 日まで
(A 社)

② 昭和 34 年 4 月 7 日から 37 年 8 月 31 日まで
(B 社)

年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金支給済みと記録されていることを知った。受給した記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 7 か月後の昭和 40 年 4 月 2 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、第 3 号被保険者制度創設までその保険料をすべて納付していることを踏まえると、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

群馬国民年金 事案 473

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 47 年 3 月まで

昭和 42 年 8 月ごろ、自宅に来た地区役員から「年金に加入した方が良い」と言われ、国民年金に加入了。加入後に濃い緑色の年金手帳をもらった覚えがある。また、45 年 3 月ごろからは、夫が自営業を始めたので一緒に保険料を納付していた。

当時、国民年金保険料は地区役員の集金で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、地区役員の集金により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付したことを見示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払い出しが受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和 47 年 8 月であり、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料が納付できない上、申立人は、申立期間の保険料を地区役員の集金により納付していたと申述していることから、過年度保険料として納付したこととも考え難く、ほかに保険料をさかのぼって納付したような事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立人は、昭和 45 年 3 月ごろからは夫も一緒に国民年金保険料を納付していたと申述しているが、その夫も同年 3 月から 47 年 3 月までの

保険料は未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 6 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間当時は、母と妹と生計を共にしており、私の収入で母が家計の切り盛りをしていた。国民年金保険料の納付は母任せであったが、町内会の世話役の人に納付していた記憶がある。妹と一緒に保険料を納付していたのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 9 月に払い出されており、申立期間中に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、その時点で 36 年 4 月にさかのぼって国民年金に加入したものと推認される上、申立期間の保険料をさかのぼって納付したような事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間当時、同居していた妹と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妹は、昭和 45 年 6 月に婚姻して県外の A 村へ住所を移しているところ、同村の国民年金被保険者名簿では、36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を 46 年 11 月に、第 1 回目の特例納付制度を利用して納付していることが確認できることから、申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 475

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 54 年 12 月まで

母から生前、「20 歳で国民年金に加入手続をして保険料の納付をしている」と聞かされていた。国民年金手帳記号番号払出簿では加入手続が昭和 56 年 12 月にされているようだが、母はきちんとした人であり、加入手続が遅れるはずは無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のときにその母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 12 月に払い出されていること、また、市の国民年金被保険者名簿では同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が同年 12 月にまとめて現年度納付され、55 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料が 57 年 2 月にまとめて過年度納付されたことが記載されていること、及び国民年金被保険者名簿の資格取得欄に届出日と推認される「56.12.10」の日付印が押されていることなどを踏まえると、56 年 12 月に 20 歳到達時である 48 年 1 月にさかのぼって資格を取得したものと推認される。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 56 年 12 月の時点では、申立期間の国民年金保険料の大部分は時効により納付できない上、ほかに申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等) は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 366

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 3 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで

尋常高等小学校を卒業後すぐに、A 社（後に B 社）に入社した。勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、社会保険事務所が保有している A 社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格喪失日（昭和 22 年 5 月 1 日）以降、その主張する昭和 28 年 3 月 31 日まで継続して同社に勤務していたことは、現在の事業所に資料等は残っておらず確認できないものの、申立人自身の具体的な記憶、同僚等の証言及び後に同僚が記した自身の人生の回顧録である著書における同社時代の記述から認められる。

しかしながら、前述の同僚の著書において、昭和 27 年 4 月 1 日当時、当該事業所の同僚であったことが記されている 16 名中、申立人を含む 3 名については、前述の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時において被保険者であったことが確認できず、申立人を除く 2 名のうち、1 名は 30 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得しており、ほかの 1 名は同事業所における被保険者記録が確認できないことを踏まえると、同事業所の事業主は、すべての勤務期間において厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 10 日から 33 年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

高等学校普通科定時制に在学しながら昭和 32 年 1 月 10 日から 35 年 4 月 1 日までの期間、A 社に勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は 33 年 7 月 1 日から 34 年 10 月 1 日までの期間であった。この回答には納得がいかない。各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 社に勤務していたことは、同僚等の証言により推認できるものの、社会保険庁の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 7 月 1 日であり、同日前において、適用事業所としての記録は確認できない上、同社の従業員からは「昭和 33 年 7 月 1 日前は、会社が厚生年金保険に加入していなかったので、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う」旨の証言を得ている。

また、申立期間②について、申立人は「当時の従業員には同じ高等学校普通科定時制に在学している者や年下の者はいなかった」と明言しているところ、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 34 年 10 月 1 日の 2か月前の同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した従業員 2 名のうち 1 名は、申立人より 1 歳年下であることが確認できる上、その従業員は申立人と同じ高等学校普通科定時制に在学していたと証言しているが、申立人にはこれらの 2 名の従業員に関する記憶が無い。

さらに、当該事業所において被保険者記録が確認できる従業員より、申立人は昭和 34 年 9 月ごろから出社しなくなった旨の証言も得られたことから、申立人の主張以外に申立人が申立期間②において同事業所に勤務していた事情はうかがえない。

加えて、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 368

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 2 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 20 年 11 月 5 日から 21 年 12 月 1 日まで

A 社に昭和 20 年 11 月 5 日から 27 年 1 月 27 日まで勤務していたが、20 年 11 月 5 日から 21 年 12 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無い。当時、辞令も受け取っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 18 年 4 月から A 社に勤務していた父親の紹介により、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日の 21 年 12 月 1 日より前である 20 年 11 月 5 日から同社に勤務していたと申し立てているが、申立人が、当初、所有していたとする辞令は紛失のため、その内容について確認することができない上、同社は既に廃業しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況を知り得る同僚も存在しないことから、その在職期間について特定することができない。

また、申立人はその父親について、「父親は戦争により徴用されていたが、終戦後すぐに復職した」と陳述しているが、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、その父親も申立人と同様に昭和 21 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得しており、申立人が 15 年ごろから同事業所に在職していたと申述している同僚の男性もまた、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿には昭和 19 年 4 月 18 日から 21 年 11 月 30 日までの期間において被保険者資格を取得した者は存在せず、前述の申立人を含めた 3 名のほかに申立人と同日に被保険者資格を取得した者が 4 名確認できることを踏まえると、当該事業所の事業主は同日をもって 7 名の従業員をまとめて厚生年金保険に加入させた事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておら

ず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 369

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 11 日から同年 7 月 29 日まで
社会保険庁の A 社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 39 年 8 月 18 日から 40 年 5 月 11 日までの期間となっているが、一緒に同社に勤務していた妻は同年 5 月 20 日に出産のため、その直前で退職したにもかかわらず、その被保険者資格喪失日は、同年 7 月 29 日となっており、私と妻の資格喪失日が入れ替わっているものと思われる。妻が同日まで勤務していないのは事実であり、資格喪失の事務処理誤りと思われるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社における被保険者資格喪失日である昭和 40 年 5 月 11 日以降も継続して勤務していたことについて、同社は現存せず、事業主も既に死亡しており関連資料等を得られないため、申立期間当時の状況について確認できない上、申立人の資格喪失日以降において被保険者資格を取得した従業員は「申立人のことは知らない。自分が入社する前に退職したのではないかと思う」と証言していることから、その勤務実態を推認することはできない。

また、申立人は、同時期において当該事業所に勤務していた妻と申立人の厚生年金保険の資格喪失日が入れ替わったと申述しているが、社会保険事務所が保有している同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、訂正等の形跡は無く、社会保険事務所の事務処理誤りをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 60 年 9 月 30 日まで

A 社に勤務していた際の給与明細書を所有しているが、昭和 58 年 10 月 1 日及び 59 年 10 月 1 日の標準報酬月額の定時決定について、給与明細書の支給額から計算すると、1 級等級低くなっていると思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書によれば、昭和 58 年及び 59 年に定時決定されるべき報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所が保有している申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、給与明細書上において確認できる厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、前述の被保険者原票の標準報酬月額に係る記録と一致していることから、事業主は、申立期間の申立人の給与から社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する報酬月額に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 12 月 25 日まで
(A 社)
② 平成 7 年 2 月 27 日から同年 9 月 1 日まで
(B 社又は C 社)
③ 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
(D 社)

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間①は脱退手当金として支給済みとの回答を得たが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

また、申立期間②及び③については、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。証明する資料は無いが、各申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に誤りは無く、申立期間①に係る被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 53 年 1 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は特別永住者として外国人登録されているが、日本国内に居住する外国人の国民年金の加入が可能となったのは、昭和 57 年 1 月 1 日以降であり、申立期間①当時においては、外国人登録されている申立人は国民年金に加入することができず、申立人が年金受給するためには、厚

生年金保険制度単独で 20 年以上の加入期間を要していたことを踏まえると、申立人が脱退手当金の受給を選択することは自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②において、B社又は非法人であるC社に勤務していたことは認められるものの、申立人が勤務していたB社は、社会保険庁及び商業法人登記簿の記録によると、平成 7 年 2 月 26 日の解散と同時に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、非法人のC社として同年 9 月 1 日に任意包括適用事業所の手続がなされたことが確認できることから、申立期間②においては、申立人が勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社の清算人であり、非法人のC社の事業主は「申立期間②においては厚生年金保険料を控除していない」と回答している上、申立人以外の従業員の厚生年金保険記録も申立人と同様となっている。

なお、社会保険庁の記録から、申立人は申立期間②において、健康保険任意継続被保険者であったことが確認でき、その健康保険証は非法人のC社が厚生年金保険の適用事業所となった後である平成 7 年 9 月 18 日に返納されている。

申立期間③について、申立人は、E社における厚生年金保険被保険者資格取得日である平成 12 年 4 月 1 日より前の 10 年 7 月 1 日から、同社の関連会社であるD社で厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、同社は 9 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③当時、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者であった事情がうかがえない一方、申立人は申立期間③において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、申立人と同様にD社及びE社に勤務し、申立期間③当時、事務担当をしていた者から「申立人は、D社の社長との話し合いの上、本給が 4 万円のほかは出来高払のような契約となっていたため、厚生年金保険には加入していなかった」との具体的な証言を得ており、事実、申立期間③のすべてではないものの、E社から提出されたD社における申立人の賃金台帳、源泉徴収簿及び年末調整一覧表のいずれからも申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できないほか、当該賃金台帳に記載されている申立人の出勤日数は、月に 11 日から 16 日と確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、E社が保管していた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の同社における被保険者資格取得日は社会保険庁の記録と一致している上、雇用保険の被保険者資格取得日も同日であることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間②及び③に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。